

まち・ひと・しごと創生総合戦略における 総務省の主な施策（参考資料）

平成 2 7 年 1 月

I - (1) 「ローカル10,000プロジェクト」の推進、分散型エネルギーの推進

【施策概要】

- 「ローカル10,000プロジェクト」「分散型エネルギーインフラプロジェクト」により、地域で生産性の高い企業を次々に立ち上げ、自治体を核としたローカル・アベノミクスを強力に推進する。

産学金官地域ラウンドテーブル ～それぞれの強みを活かして連携～

地域資源

「産」 事業者 「学」 大学等 「金」 地域金融機関 「官」 地方公共団体

地域の資金

<民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクト>

地域経済イノベーションサイクル

○ ローカル 10,000 プロジェクト

- ・創業支援事業計画(産業競争力強化法)に基づき、津々浦々を牽引する地域密着型企業をできるだけ多く立ち上げ
- ・1計画あたり5~6事業程度、全国に10,000事業程度の立ち上げを目指す(中小企業庁等と共同して支援)

※地域密着型企業

- ・地域金融機関の融資を伴うもの
- ・雇用吸収力の大きなもの
- ・地元の原材料を活用するもの

○ グローバル100 (ハンドレッド) プロジェクト

地域資源を活用して、地域から世界市場に挑戦する企業を後押し(100事業)

分散型エネルギーインフラプロジェクト

○ 全国100カ所程度のインフラ整備

- ・自治体主導による「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の作成支援
- ・建設・エンジニアリング、エネルギー、ICT等の地域の関連企業と連携した自治体のプロジェクトを推進
- ・地域金融機関の資金供給等により設立される電力線・熱導管等を整備する地域インフラ会社への支援

※このインフラを活用した多くのエネルギー関連企業の各地での立ち上げを支援

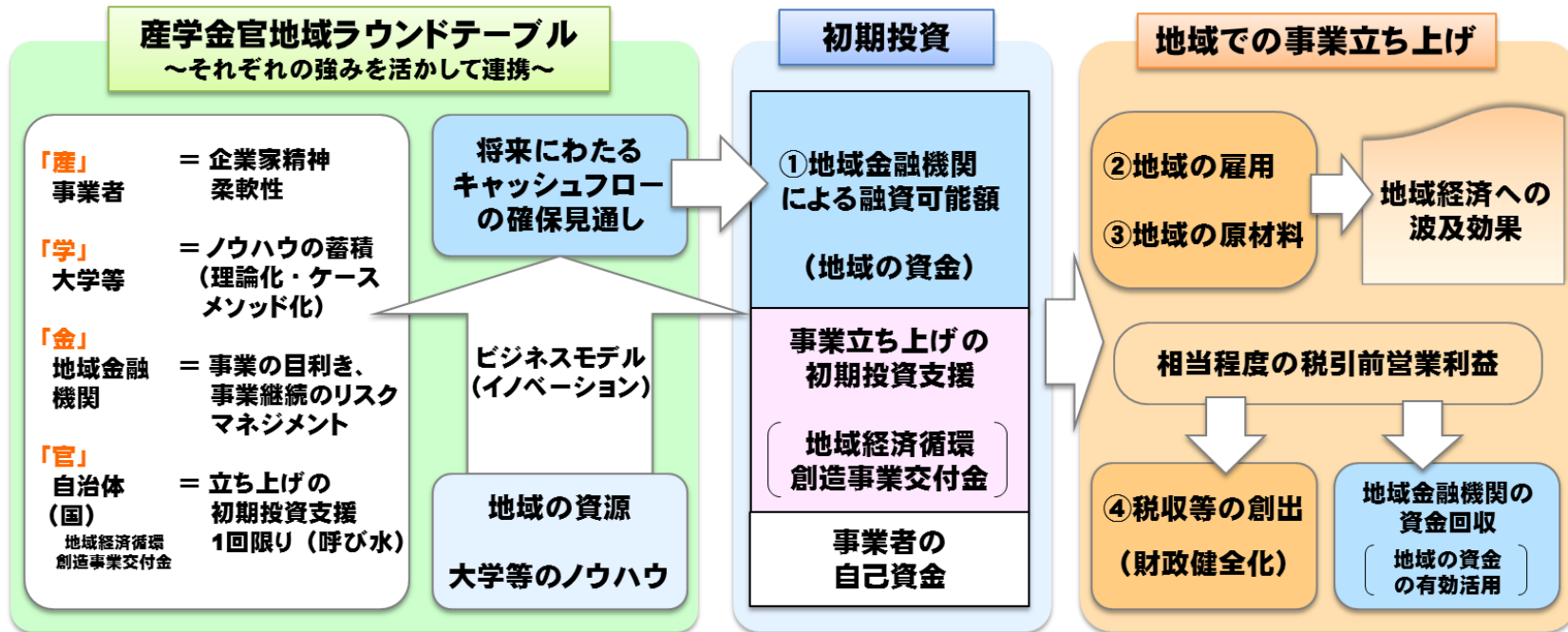
雇用の創出

地域の活性化

I - (1) 「ローカル10,000プロジェクト」の推進

【施策概要】

- 創業支援事業計画(産業競争力強化法)に基づき、自治体が核となって雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国で1万事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進する。



地域への貢献

先行モデルにみる効果実証
(地域経済循環創造事業交付金)

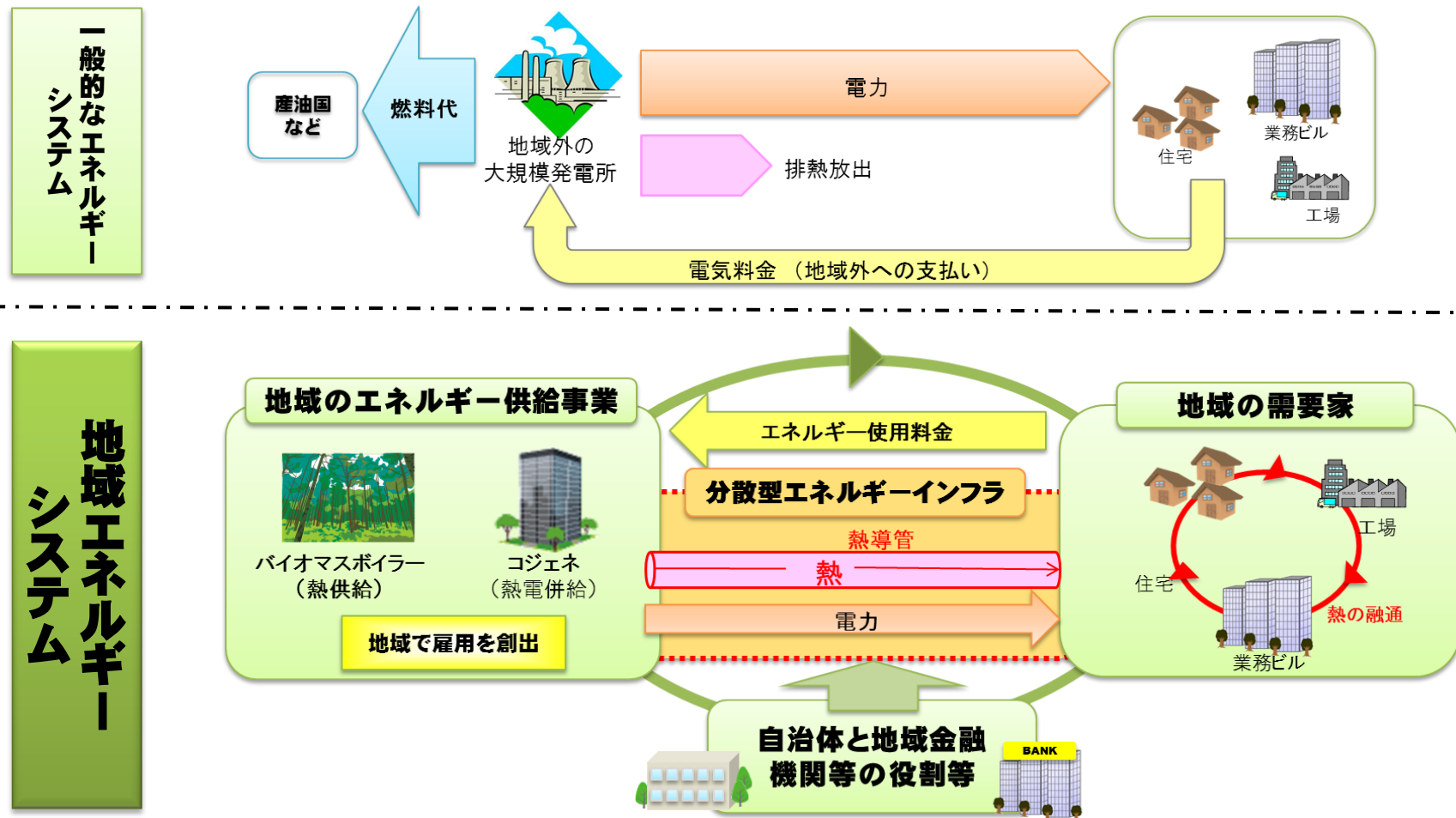
ローカル10,000プロジェクトの推進
[交付決定額66.8億円 交付対象197事業]

- | | |
|---------------|--|
| ① 投資効果 | 2.1倍 (初期投資見込額 139.2億円) |
| ② 地元雇用創出効果 | 4.2倍 (地元人材雇用見込額(想定7年) 280.4億円) |
| ③ 地元産業直接効果 | 8.8倍 (地元原材料費見込額(想定7年) 586.3億円) |
| ④ 課税対象利益等創出効果 | 3.5倍 (課税対象利益等見込額(税引前営業利益+減価償却費相当)(想定7年) 236.6億円) |
| ⑤ 地域課題解決効果 | 廃棄物等の商品化、一次産品等高付加価値化、地元資源活用にぎわい創出、流出資金域内還元 |

I - (1) 分散型エネルギーの推進

【施策概要】

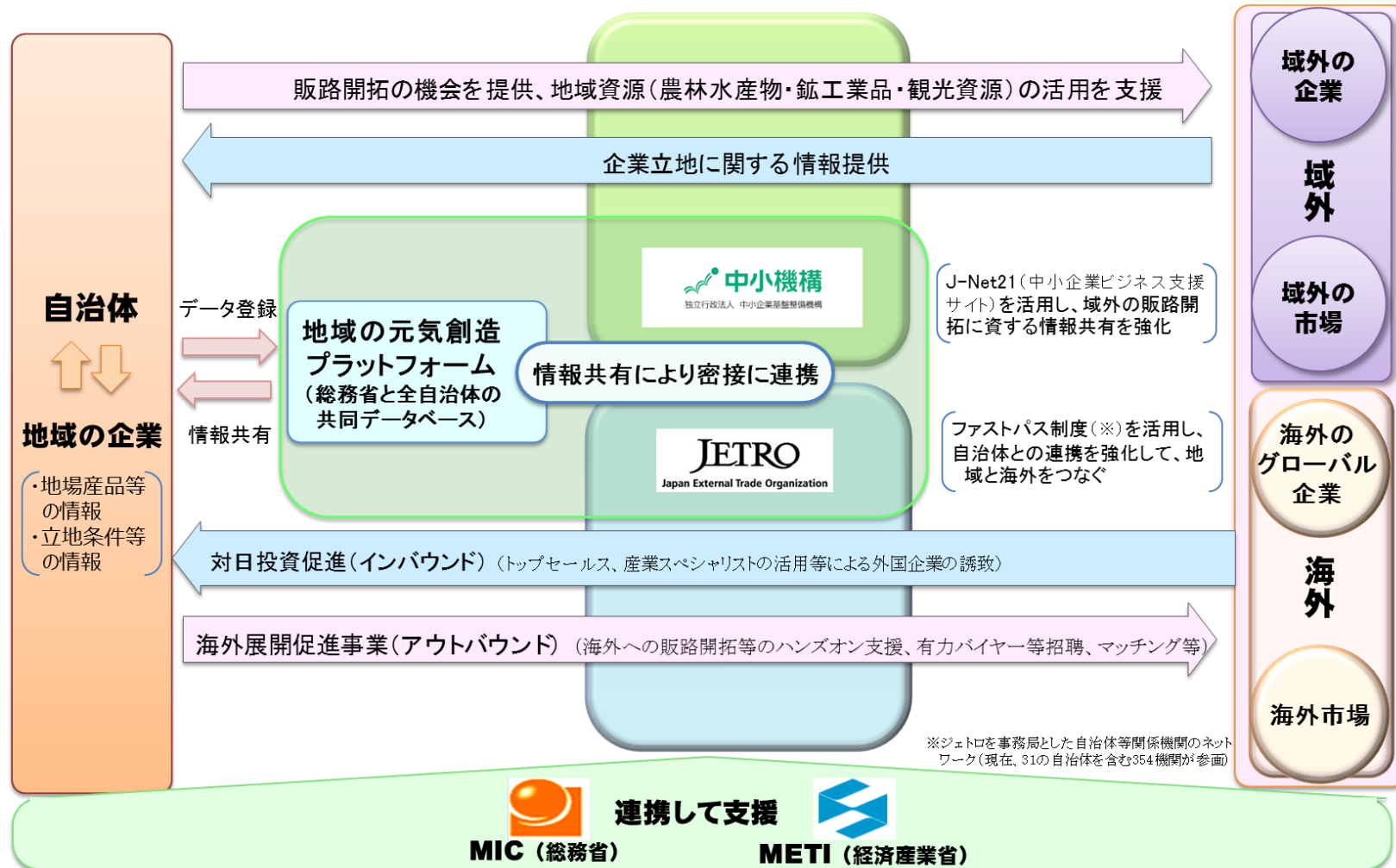
- 電力の小売自由化で新たに生まれる約7.5兆円の市場を地域経済の拡大の起爆剤にするため、「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」を策定し、地域エネルギー企業の立ち上げを支援する。



I - (1) 自治体とJETRO等との連携

【施策概要】

- 経済産業省と連携して、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」に新たにJETRO(日本貿易振興機構)及び中小企業基盤整備機構を接続
- JETROが、外国企業の地方への誘致や地元製品の海外への販路開拓を推進するとともに、中小機構が有する各地の中小企業のデータを自治体の地域振興策に活用



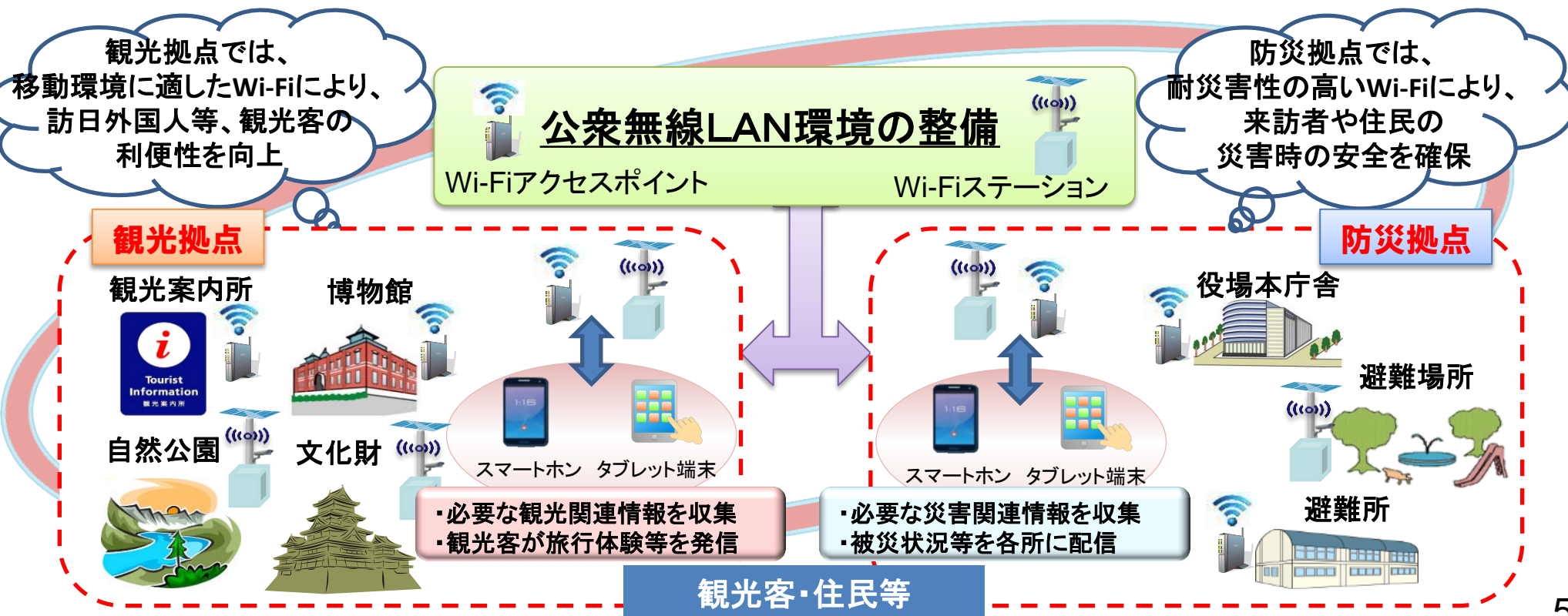
I - (1) 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進(公衆無線LAN)

【施策概要】

○地方で働き、学び、安心して暮らせる環境をICTの活用によって実現し、元気で豊かな地方を創生することは重要であり、このような環境を実現するために次の施策を推進する。

- ・観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行う。

〈観光・防災Wi-Fiステーション整備事業〉



I - (1) 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進(放送コンテンツの海外展開)

【施策概要】

- 安倍政権の重要な政策課題である「地域の活性化」や「観光立国の推進」などを加速化させるため、関係省庁とも連携して地域経済の活性化に資する放送コンテンツの海外展開を強力に支援し、経済の好循環の波を全国に広げることにより日本経済の再生に貢献する。
- 具体的には、国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、「地域の活性化」、「訪日外国人観光客の増加」(「ビジットジャパン」)や「日本食・食文化の魅力発信」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」(「クールジャパン」)等を目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信するモデル事業等を支援。

〈地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業〉

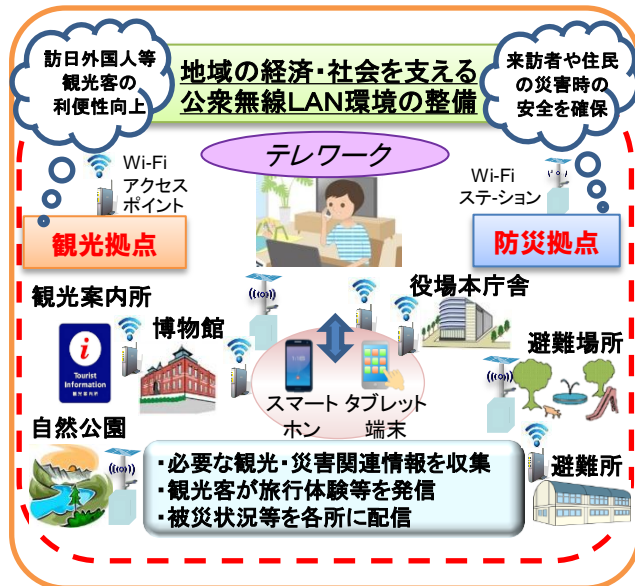


I - (2) ICT等の利活用による地域の活性化

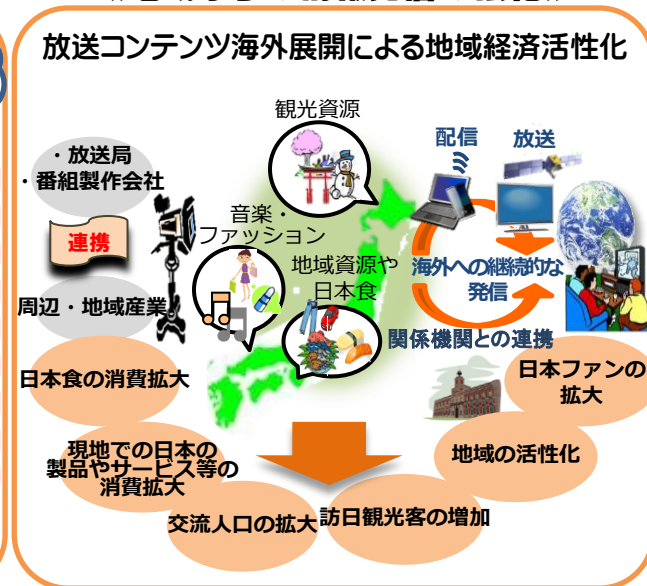
【施策概要】

- 地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの利活用を、医療、教育、雇用、行政、農業等幅広い分野で推進する。
- 具体的には、ICTを活用した新たな街づくりや地域からの情報発信強化、新たなテレワークの実現に向けた取組の実施や、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなどの地域における通信・放送環境の整備を推進する。

＜公衆無線LAN環境の整備等＞



＜地域からの情報発信の強化＞



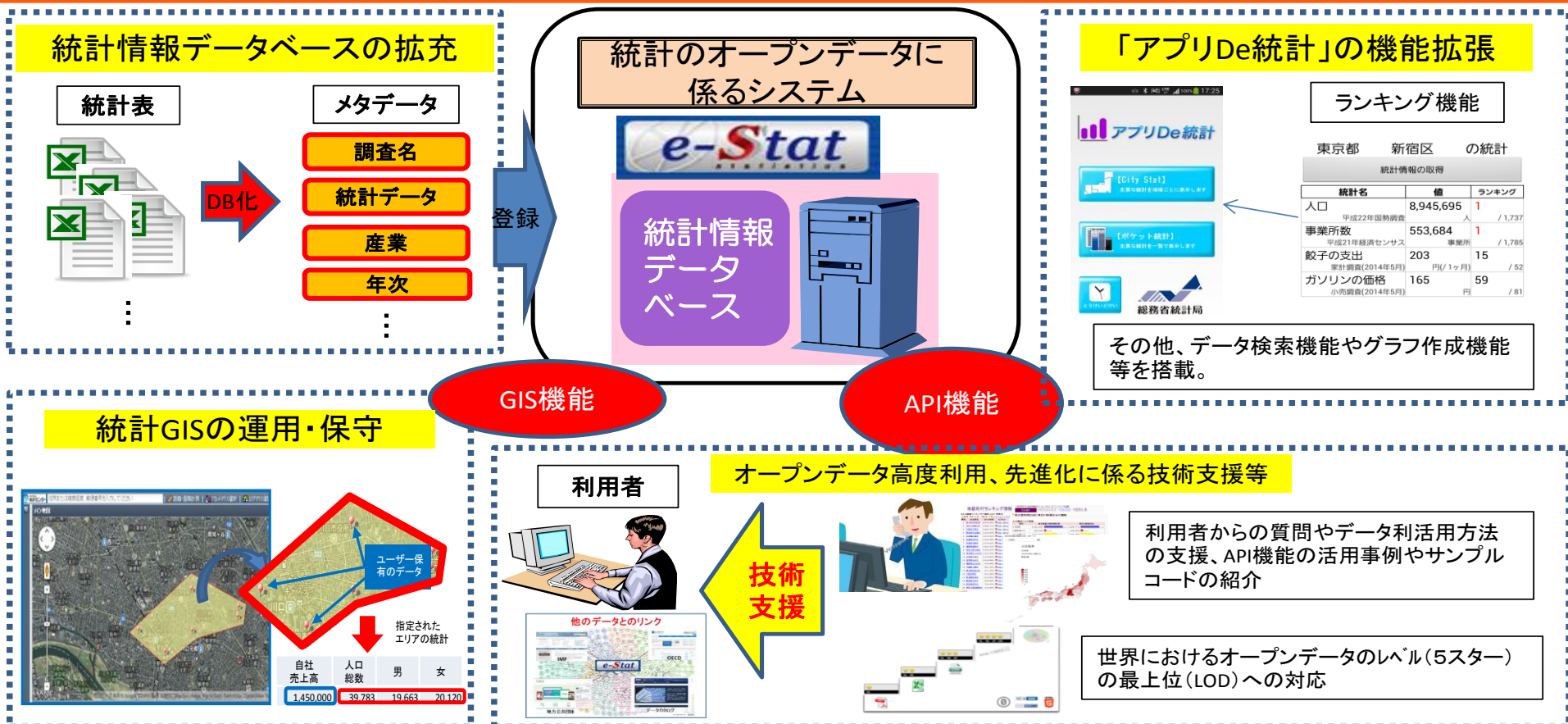
＜農業分野へのICTの活用＞



I-(2) 統計オープンデータの高度化の推進(地域経済雇用戦略の策定支援)

【施策概要】

- 政府統計の総合窓口(e-Stat)のAPI機能(※1)や統計GIS機能(※2)の充実・利用促進、提供する統計データの拡充等オープンデータの高度化を着実に推進。これにより、官民における統計データ利活用の高度化を促進し、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な事業の創出などを支援するとともに、客観的なデータ分析に基づく「地方版総合戦略」を策定する基盤情報を提供。
- また、統計GIS機能の提供や、アプリDe統計(※3)を活用した「ふるさと自慢」による地域情報の発信など、地域における企業活動や地域振興にも寄与。



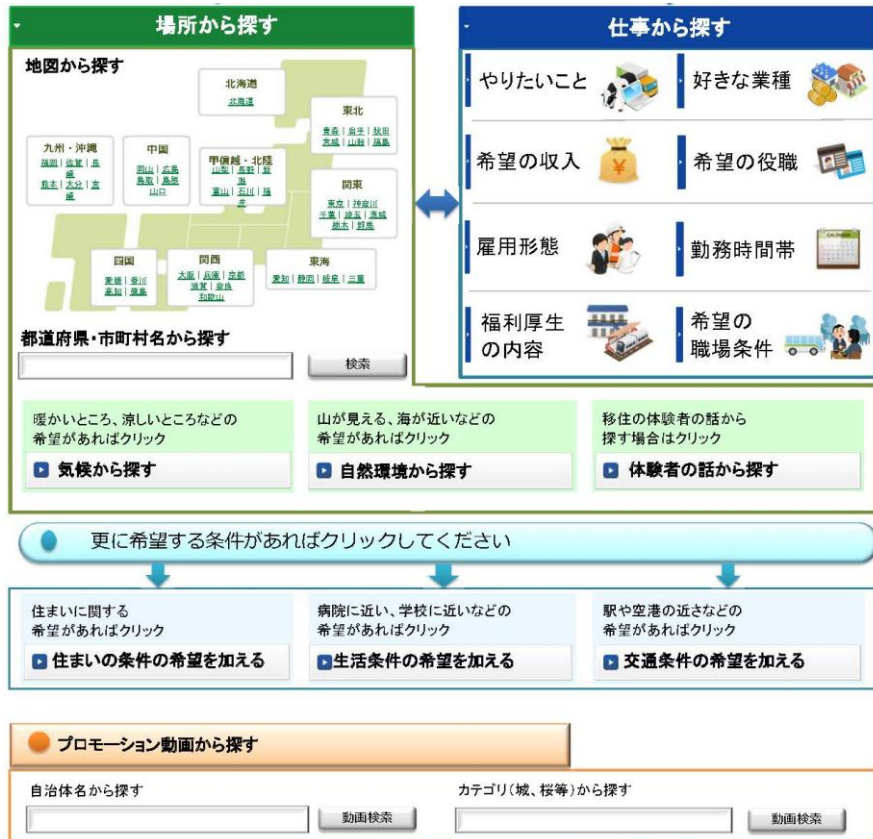
※1 政府統計のポータルサイト「e-Stat」に蓄積された統計データを、機械判読可能な形式で提供する機能。これにより、利用者のホームページに掲載した統計データの自動更新等が可能となる。
 ※2 地図上で統計データを表示・分析することを可能とする機能。 ※3 身近な政府統計データを提供するスマートフォンアプリ

Ⅱ－(1)「全国移住ナビ(仮称)」の整備

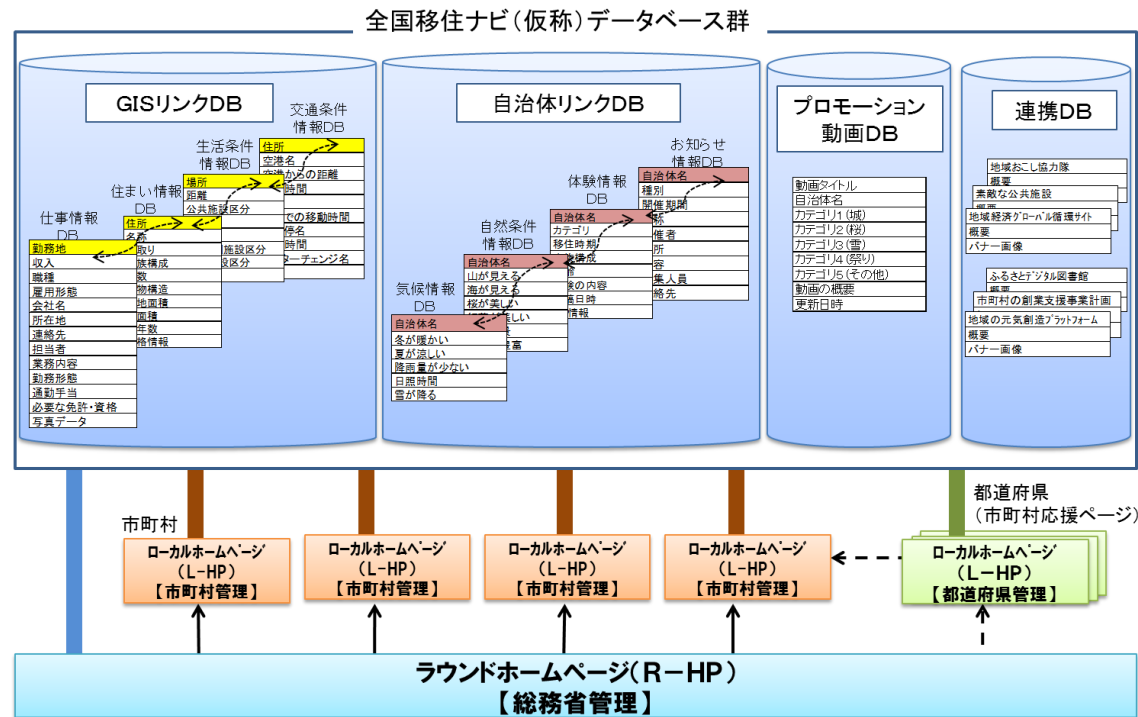
【施策概要】

- 地方への移住促進のための居住・就労・生活支援等に係る情報を集約し、総合的な情報提供を行うポータルサイトを「地域の元気創造プラットフォーム」内に創設

＜全国移住ナビ(仮称)のイメージ＞



＜システム構造＞



首都圏在住の移住等検討者

Ⅱ－(1)「全国移住促進センター(仮称)」の開設

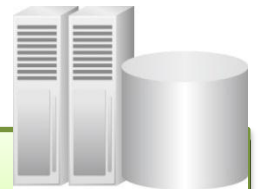
【施策概要】

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口(全国移住促進センター(仮称))を設置。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ(仮称)」を活用して総合的な情報提供を実施。

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜全国移住促進センター(仮称)＞
ワンストップ支援窓口



全国移住ナビ(仮称)

(総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内)

- ・地方への移住推進のための情報(都道府県、市町村の移住関連情報・空き家情報)
- ・就労支援情報(仕事情報、UIターン転職情報、セミナー・イベント等のご案内)
- ・生活支援制度情報(医療・介護・教育)

※都道府県、市町村がポータルサイトの情報を随時更新

Ⅱ-(1) 自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への地方財政措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について平成27年度より地方財政措置を創設。

取組の内容

	地方団体の取組	国の支援
①情報発信	<ul style="list-style-type: none">・移住相談窓口の設置・各団体のHP、東京事務所等による情報発信・首都圏等で開催するイベント等への相談ブースの設置、移住セミナーの開催等・「全国移住ナビ(仮称)」に登録するコンテンツの作成	<p>I. 地方団体が実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none">○ 左の①～④の対象事業に要する経費(人件費を除く。)を対象 <p>※ 対象経費は直接移住・定住に係るもの(観光等の他事業と絡めた複合事業や地域づくり事業は対象外)、移住・定住者のみを対象としたもの(既存の住民も対象としたものは対象外)に限る</p> <p>II. 「移住コーディネーター(仮称)」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none">○ 左の⑤の移住・定住に関する支援を行う者(「移住コーディネーター(仮称)」を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象
②移住体験	<ul style="list-style-type: none">・移住体験ツアーの実施・移住体験住宅の整備・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等)	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none">・ジョブカフェ、ふるさとハローワークによる職業紹介、就職支援・新規就業者(本人、受入れ企業)に対する助成	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none">・空き家バンクの運営・住宅改修への助成	
⑤移住・定住後の支援	<ul style="list-style-type: none">・定住相談員等による支援	

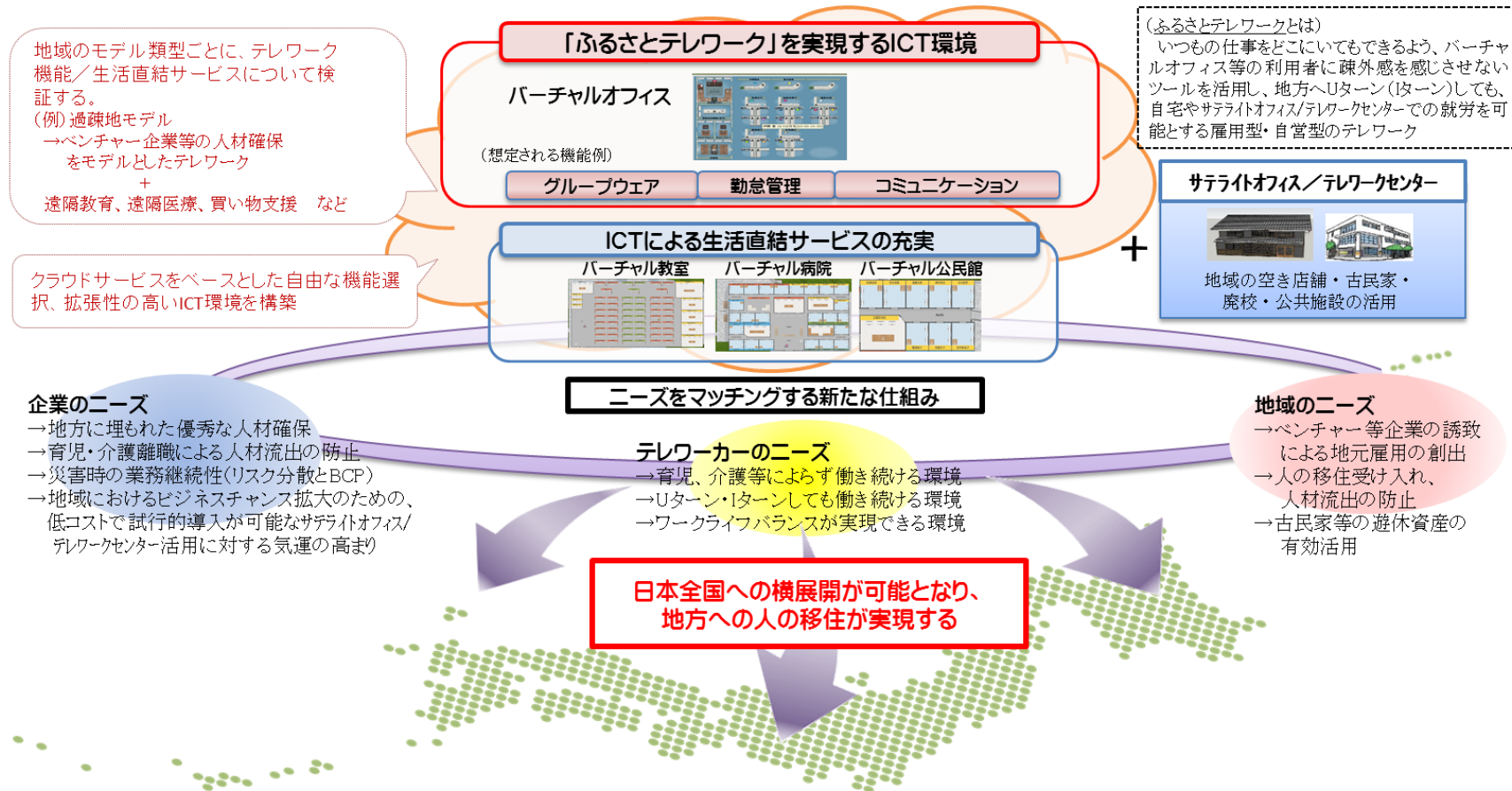
Ⅱ - (1) 遠隔勤務(サテライトオフィス・テレワーク)の推進

【施策概要】

○地方で働き、学び、安心して暮らせる環境をICTの利活用によって実現し、元気で豊かな地方を創生することは重要であり、このような環境を実現するために次の施策を推進する。

・企業や雇用の地方への流れを促進するため、サテライトオフィスや遠隔雇用の環境等に応じてモデルケースの検証を行い、地方創生に資する新たなテレワーク(ふるさとテレワーク)を推進する。

《ふるさとテレワーク推進事業》



Ⅱ-(1)「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

【施策概要】

- 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会等の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進など、一体的な運用を実施。

意欲ある若者等を地方に隊員として派遣し、地域協力活動を行う取組として一体化

調整中

地域おこし協力隊

- 事業主体：市町村
(隊員として市町村が委嘱)
→ 市町村の判断に基づく派遣・受入
- 3大都市圏等から受入

名称を統一
一体化



【旧 田舎で働き隊】⇒ 地域おこし協力隊

- 事業主体：集落レベルの地域協議会[※]
※ 農業法人、NPO、自治会等多様な主体から構成
→ 集落レベルの判断に基づく派遣・受入
- 準スキル人材（農業、販売、加工、会計事務等）の派遣
- 地方都市や条件不利地域からも受入

主な連携内容

募集

- 募集情報の一元化
- 合同募集説明会、マッチング会の開催

研修

- ブロック別の初任者研修やフォローアップ研修等を一体的に実施

活動

- 隊員間の有機的ネットワークの構築（活動内容の発信や情報交換）
- 全国サミットの開催（活動事例の情報共有などの交流）

※ 2016年に3,000人、2020年に4,000人をめどに拡充

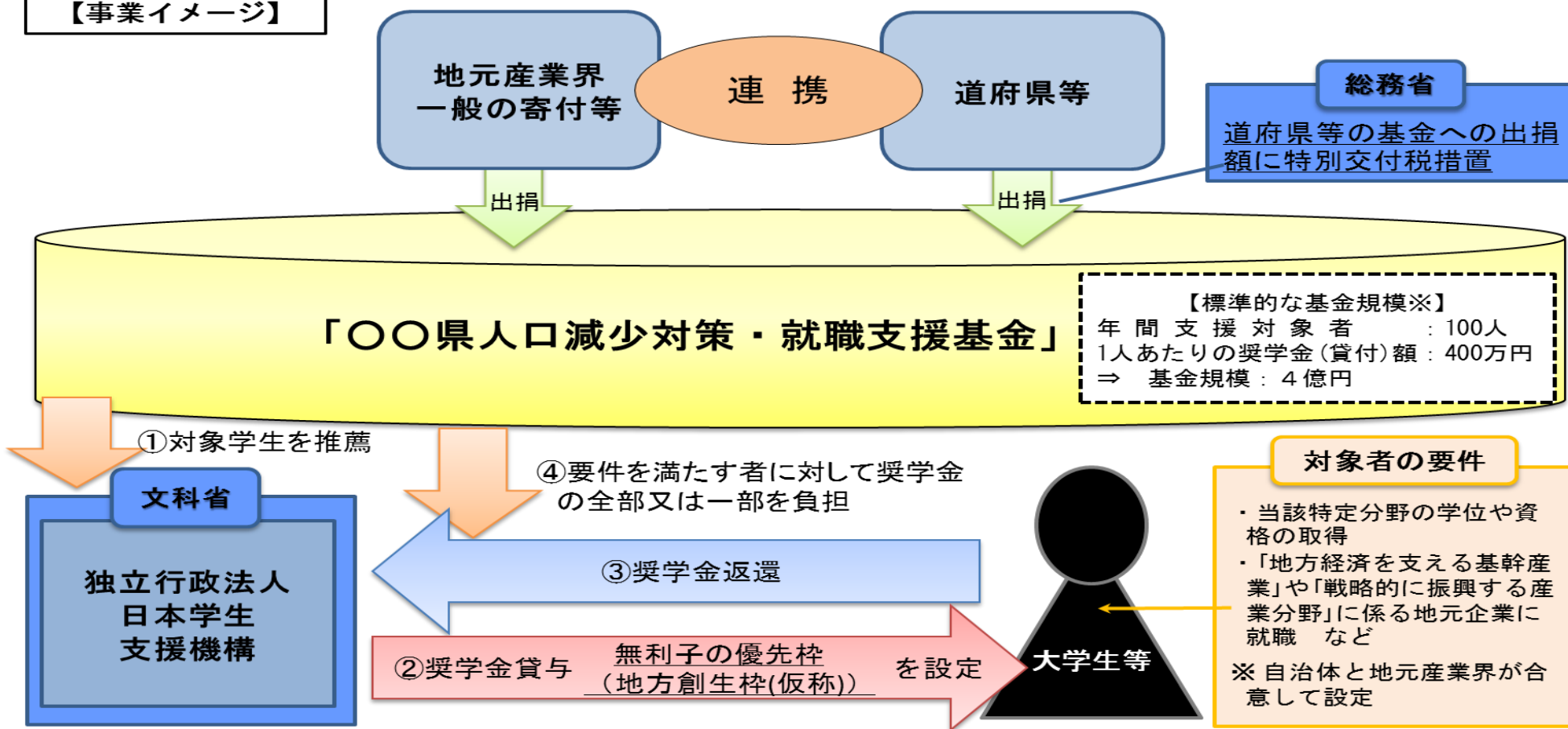
Ⅱ－(2)地元学生定着促進プラン(奨学金の活用)

【施策概要】

○ 卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、自治体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成

⇒ 総務省は、基金造成に対して特別交付税措置

【事業イメージ】

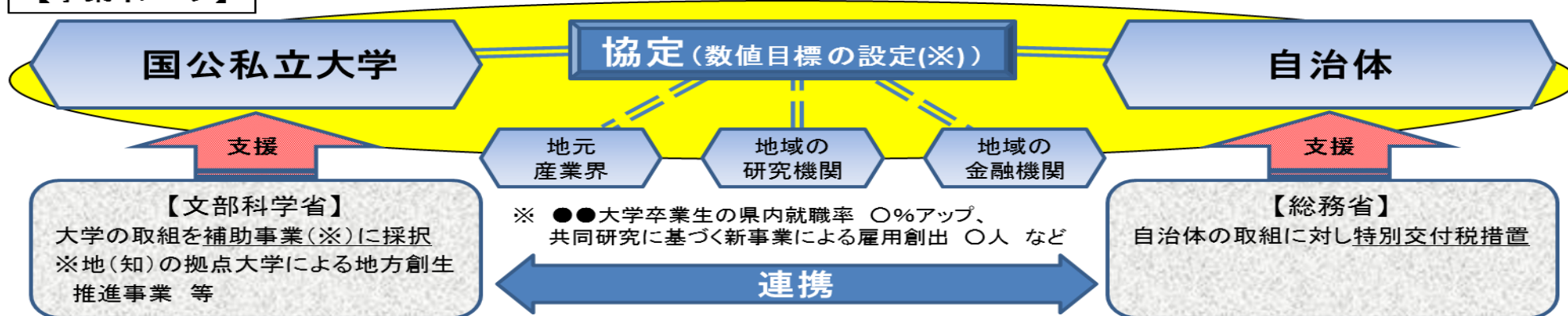


Ⅱ－(2) 地元学生定着促進プラン(自治体と大学等との連携)

【施策概要】

- 地方大学等への進学、地元企業への就職を促進するため、自治体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施
⇒ 総務省は、自治体の取組に対して特別交付税措置

【事業イメージ】



【取組例】

大学等の取組	自治体の取組
【取組例1:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施
【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3:産業振興】 地方大学、自治体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	自治体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施

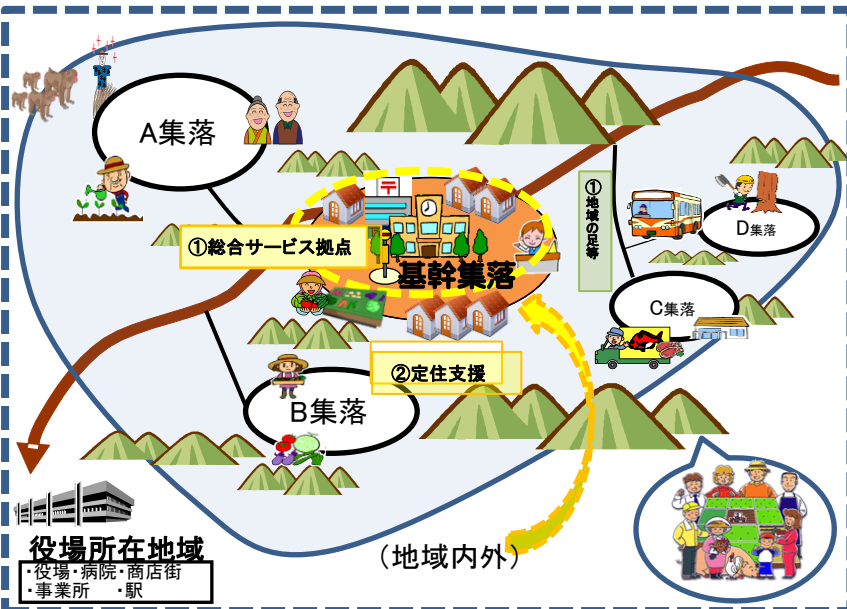
Ⅲ－(1) 集落ネットワーク圏の形成

【施策概要】（「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成関連施策)

過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において、「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組をモデル的に支援する。

- 市町村が集落ネットワーク圏の範囲や活性化の基本方針等を含む「集落ネットワーク圏計画」を作成
- 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定
- 活性化プランに基づく「生活の営み」や「生産の営み」に係る事業を、地域住民等が地域内外の主体と連携して実施

集落ネットワーク圏における取組イメージ



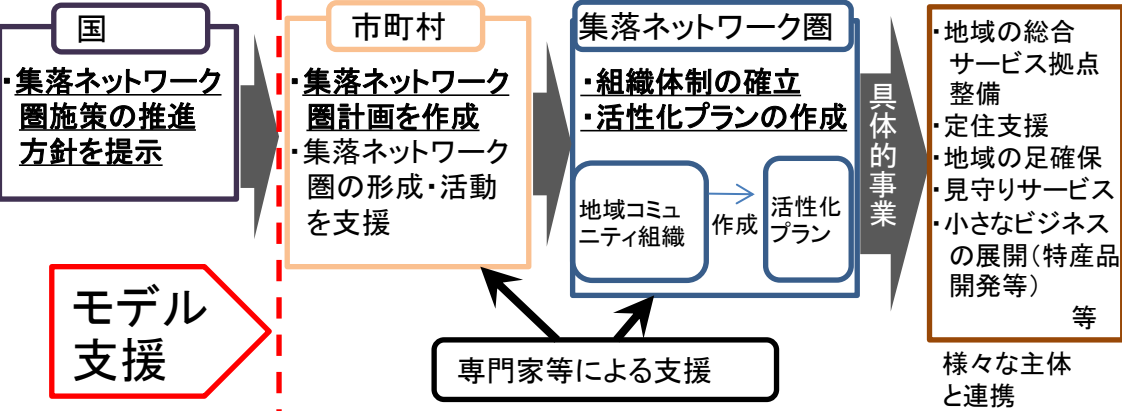
※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 事業主体
- (2) 交付額
- (3) 対象事業

集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域コミュニティ組織)、市町村等
 1事業あたり2,000万円以内
 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業

<事業のイメージ>



Ⅲ－(2) 自治体の空き家対策への地方財政措置

【施策概要】

- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税措置により支援
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策を推進し、空き家の有効活用による地域活性化、危険な空き家の解消による安心・安全なまちづくりを支援



空き家対策の推進による地域活性化
安心・安全なまちづくりを実現



対象事業に要する経費について、特別交付税措置

空き家等の所有者
特定のための調査

空き家に関する
データベースの整備

空き家の活用

空家等対策計画
の策定

空き家相談
窓口の設置

危険な空き家
の解体・除却

Ⅲ－(2) 公共施設等総合管理計画の策定促進等

【施策概要】

- 各地方公共団体において、厳しい財政状況や少子高齢化・人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の維持管理・更新等を行うため、公共施設等総合管理計画の策定を推進。
- 公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針の発出や地方公共団体向け説明会の開催、計画策定に要する経費に係る特別交付税措置等により、同計画の策定を支援。

【施策の推進イメージ】

(1) 「公共施設等総合管理計画」の策定要請

(平成26年4月22日総務大臣通知)

- 同計画の策定により、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現を図る。
- また、コンパクトシティなどの将来のまちづくりや民間事業者の参入促進、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)にも寄与。
- あわせて、国と地方公共団体の連携により、地域全体の国公有財産の最適利用についても推進。

促進

(2) 「公共施設等総合管理計画」の策定支援等

- 計画策定に当たっての指針を発出し、留意事項等を助言
- 地方公共団体の担当者向け説明会やヒアリング等を実施
- 計画策定に要する経費に係る特別交付税措置(措置率1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

イメージ図

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

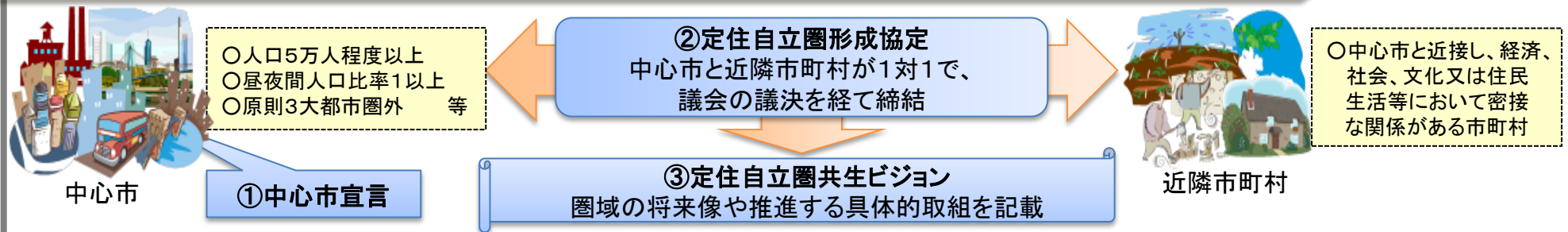
- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

Ⅲ－(3) 定住自立圏の形成の促進

【施策概要】

- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

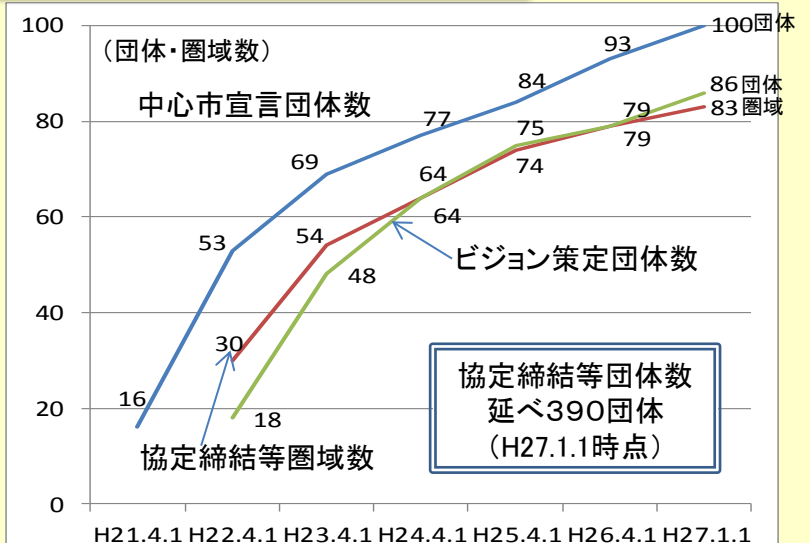
特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置 等

各省による支援策

- ・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況



Ⅲ－(4) 消防団等の充実強化

【施策概要】

- 地域の高齢化が進む中で、地震・豪雪・風水害などの様々な災害に対する地域コミュニティによる対応が課題となっている。
- 団員数の増加している女性や大学生等の入団をさらに促進すること等により、消防団員を確保・増員するとともに、自主防災組織との連携を推進する等、消防団等の充実強化を図り、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

【消防団員の確保】

以下の事業等により、特に団員数の増加している女性や大学生等の入団をさらに促進

- ・女性や大学生等の先進的な加入促進策をモデル事業として地域で実施

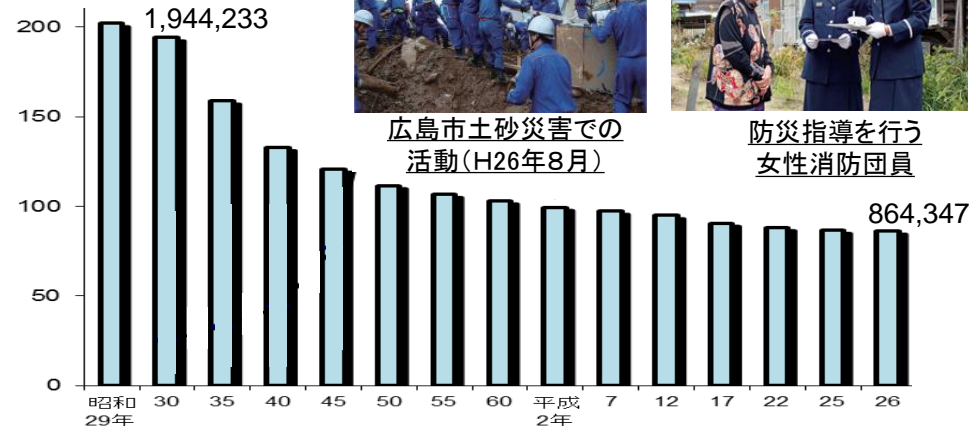
ほか、地域防災力充実強化大会の開催、消防団協力事業所表示制度の普及促進、入団に関するワンストップサイトの構築、消防団充実強化アドバイザーの派遣 等

【自主防災組織等との連携】

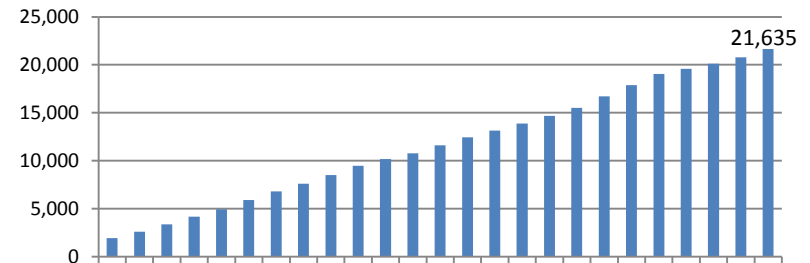
自主防災組織に資機材を無償貸付けし、消防団と連携した地域防災リーダーの育成等により、自主防災組織等を活性化

地域防災力の充実強化を図り、住民の安全・安心な暮らしを確保

消防団員数(万人)



消防団員数の推移



女性消防団員数の推移

Ⅲ－(4) G空間防災システムとLアラートの普及展開

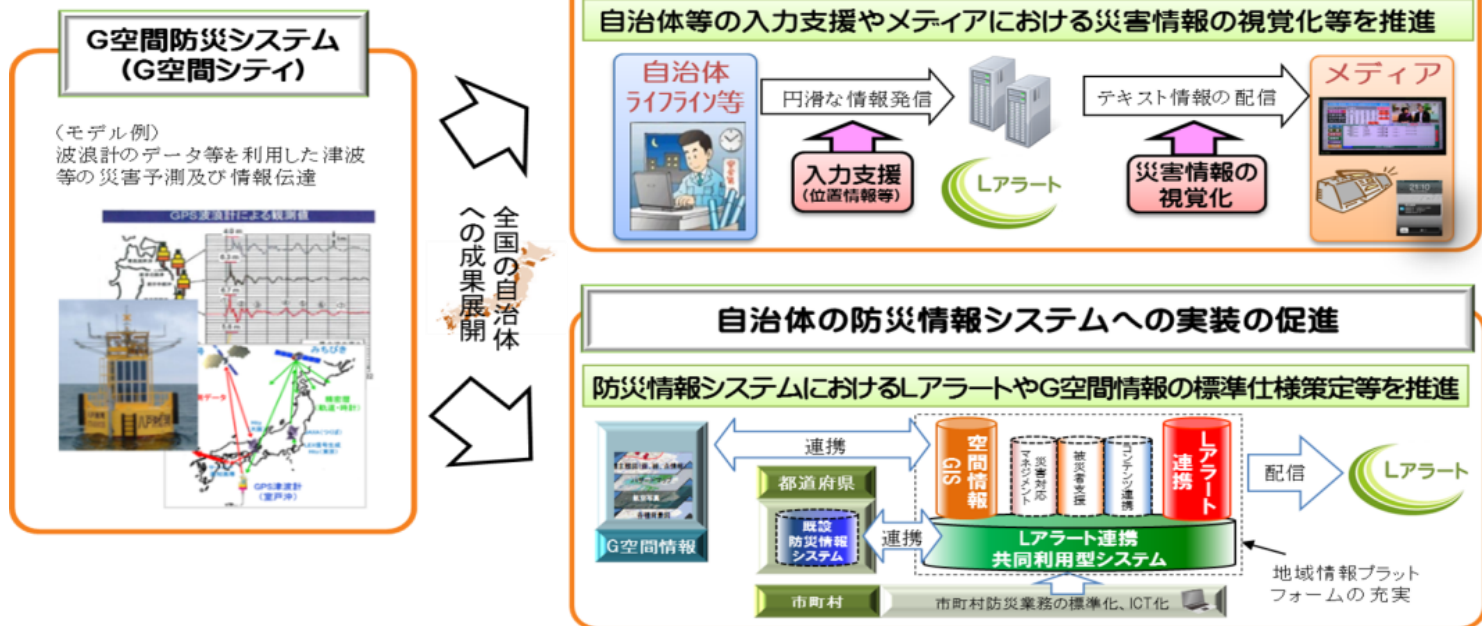
【施策概要】

- 安全で災害に強い社会を実現するため、「G空間防災システム(※1)」の効果的な成果展開に向けて、Lアラート(※2)とG空間情報の連携推進や自治体の防災情報システムへの実装の促進等を図る。
- 具体的には、Lアラートにおける自治体等による位置情報等の入力支援やメディアによる災害情報の視覚化等の実証、自治体の防災情報システムにおけるLアラートやG空間情報の標準仕様策定に向けた実証等を実施する。

※1 G空間防災システム:地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対して、準天頂衛星等を活用して構築する先端的な防災システム。

※2 Lアラート:自治体が発する地域(ローカル)の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤。

◀ G空間防災システムとLアラートの連携推進事業 ▶



IV－(1) 地域間の税源の偏在是正等の地方法人課税改革の推進

【施策概要】

- 偏在性の小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、法人事業税の外形標準課税の拡大を図るなど、地方法人課税改革を進める。

地方法人課税改革の推進

地方法人課税の偏在是正

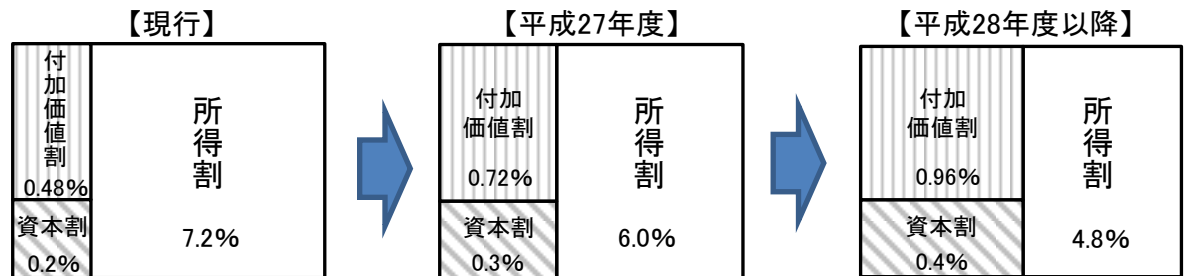
- 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。
(平成27年度与党税制改正大綱)

[参考]平成26年度与党税制改正大綱(抄)

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税制度を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

外形標準課税の拡大等

- 今般の法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより法人課税を成長志向型の構造に変えるもの。
- また、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化するとともに、税収が安定的な地方税体系を構築することが重要。
- こうした観点から、地方法人課税については、資本金1億円超の普通法人(大法人)に導入されている法人事業税の外形標準課税(付加価値割、資本割)を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大(現行1/4→²⁷ 3/8→²⁸ 1/2)するとともに、大法人向けの法人事業税所得割(地方法人特別税を含む。)について現行7.2%の標準税率を、平成27年度に6.0%、平成28年度に4.8%に引き下げる。(平成27年度与党税制改正大綱)



IV-(1) ふるさと納税の拡充について

【施策概要】

- 制度の趣旨に沿った地域の取組への支援が実現できるよう、制度の一層の拡充を図るなど、ふるさと納税の更なる活用を促進する。

ふるさと納税の拡充

- ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。これとあわせ、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する。

(平成27年度与党税制改正大綱)

1. 特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

2. 返礼品(特産品)送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。(通知(技術的助言))

- ① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示
- ② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)送付
 - ・換金性の高いプリペイドカード等
 - ・高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

3. 申告手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設)

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

IV – (2) 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置

【施策概要】

○ 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費(仮称)」(1.0兆円)を計上

1. まち・ひと・しごと創生事業費(仮称)1.0兆円の財源

(1) 既存の歳出の振替え(0.5兆円)

- ・ 地域の元気創造事業費(②60.35兆円)の全額
- ・ 地域経済基盤強化・雇用等対策費(②61.2兆円)の一部(0.15兆円)

(2) 新規の財源確保(0.5兆円)

- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果 0.1兆円
 - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 0.3兆円
 - ・ 過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用 0.1兆円
- ※今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

2. 地方交付税における算定

- ・ 普通交付税において、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」(②6創設)及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費(仮称)」により算定
- ・ 「人口減少等特別対策事業費(仮称)」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・ 「地域の元気創造事業費」については、現行の算定方法を基本的に継続

(「人口減少等特別対策事業費(仮称)」の算定に用いる指標案)

取組の必要度 (現状の指標が悪い団体に割増し)	取組の成果 (指標を改善させた団体に割増し)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口増減率 ・ 転入者人口比率 ・ 転出者人口比率 ・ 年少者人口比率 ・ 自然増減率 ・ 若年者就業率 ・ 女性就業率 ・ 有効求人倍率 ・ 一人当たり各産業の売上高(*) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口増減率 ・ 転入者人口比率 ・ 転出者人口比率 ・ 年少者人口比率 ・ 自然増減率 ・ 若年者就業率 ・ 女性就業率

(*) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計